

## 地域計画

策定年月日	令和 7年 12月 5日
更新年月日	( )
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	神河町 28446
地域名 (地域内農業集落名)	吉富区域 (吉富)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	56.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	42.8 ha
② 田の面積	47.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	9.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.4 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

吉富区では、(H26/3設立)を中心に水稻、麦、小豆・大豆の2年3作の土地利用型農業を展開し、離農や規模縮小する農家の農地を借受けたり耕作放棄地を解消することで経営規模拡大を目指し、生産性を向上させるとともに、田植機、コンバイン等を更新し、生産費のコストダウンを図ってきた。 しかし、農業を担う後継者不足が課題となっており、特に畦畔管理や水管理などを担う人の確保が喫緊の課題となってきていく。
---

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

○組織	・ を維持し、地域営農活動を行っていく。 ・経営の安定化と営農組織の後継者(役員・オペレーター)育成を推進する。
○生産	・生産省力化・効率化を目指したスマート農業を促進し、若手が参入しやすい体制作りやコストダウンに努める。 ・水稻、麦、小豆・大豆の2年3作を基本に、地域にあった品種、作物の検討に努める。 ・離農や規模縮小する農家の農地も含め、適正で持続可能な経営規模による生産を行う。
○農地維持	・多面的交付金の活用(営農組合及び非農家の積極的な参加) ・営農組織へ農地を貸し出している農家に農地管理作業(水管理や畦畔管理)への協力を求めていく。
○販売	・米については、地域自治協議会の協力を得ながら、地元での購入、消費を推進する。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
リタイヤされる農家の農地の受け入れ先として農地バンクを活用し、担い手への農地の集積集約化と担い手の農作業の効率化を図る。 また、耕作を続ける個人の農家については、担い手と協力し、当地域の農地を守る。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	70% %	将来の目標とする集積率	75 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
現在、当地区の担い手は1経営体であるため、集約化については、農家のリタイヤに伴い必然化する。			

### 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

#### (1) 農用地の集積、集団化の取組

担い手を中心に集積集約化を進める。(農地バンクを活用)

#### (2) 農地中間管理機構の活用方法

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイヤする農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける

#### (3) 基盤整備事業への取組

畦畔管理及び水管理等の労力、費用が非常に大きく、スマート機器、機械が活用できる畦畔再構築や畦畔の除去、水路(パイプライン)等の導入を検討する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組

農業者、集落営農組織のオペレーター等の確保は、喫緊の課題であり、農家、非農家区別なく地域を守る為、若手の育成に取り組む。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域で鳥獣害防護柵の点検・補修を定期的に行い被害を最小限に抑える。また、作業員等の人材も育成する。
- ③今後も、人材の不足が予想される中、労働力の軽減を図るため、畦畔の再構築、パイプライン化及びリモコン草刈り機等の導入等検討する。
- ⑦多面的機能支払制度を活用し、農地の保全、管理に努める。

### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図 上の表示	
認農		水稻、麥、小豆、大豆	38.47 ha	ha	水稻、麥、小豆、大豆	38.47 ha	ha	A	
認農		水稻、麥、小豆、大豆	1.22 ha	ha	水稻、麥、小豆、大豆	1.64 ha	ha	B	
利用者	野菜	0.06 ha	ha	水稻	0.06 ha	ha	C		
利用者	水稻	0.76 ha	ha	水稻	0.76 ha	ha	C		
利用者	水稻	0.04 ha	ha	水稻	0.04 ha	ha	C		
利用者	水稻	0.08 ha	ha	水稻	0.08 ha	ha	C		
利用者	水稻	0.30 ha	ha	水稻	0.30 ha	ha	C		
利用者	水稻	0.06 ha	ha	水稻	0.06 ha	ha	C		
利用者	水稻	0.13 ha	ha	水稻	0.00 ha	ha	C		
利用者	水稻	0.19 ha	ha	水稻	0.00 ha	ha	C		
利用者	水稻	0.10 ha	ha	水稻	0.00 ha	ha	C		
利用者	水稻	0.74 ha	ha	水稻	0.74 ha	ha	C		
利用者	茶	5.26 ha	ha	茶	5.26 ha	ha	C		
			ha	ha	ha	ha			
			ha	ha	ha	ha			
計	13経営体		47.41 ha	0 ha	47.41 ha	0 ha			

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する  
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は  
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積  
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、  
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め  
てください。

## 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

## 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)
-------------	--	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

## 吉富地区 目標地図

吉富地区 目標地図

- A
- B
- C
- 保全農地
- 今後検討する
- 地区界
- 地区界

